

時間外労働等協定届 の一括届出について

東京労働局・労働基準監督署

36 協定について、本社と各事業場の内容が同一である場合に、一定の要件を満たせば本社を管轄する監督署に一括して届け出ることができます。

一定の要件とは

- 1 本社代表者と当該会社の労働組合本部の長とが締結した協定であること。
- 2 当該労働組合が各事業場ごとにその事業場の労働者の過半数で組織されていること。
- 3 本社及び本社を除く各事業場の 36 協定の内容（協定当事者を含む）が同一であること。
内容が同一とは各様式の記載事項において「労働保険番号」、「事業の種類」、「事業の名称」、「事業の所在地（電話番号）」、「労働者数（満18歳以上の者）」、「協定の成立年月日」以外が同一であることをいいます。
- 4 本社以外の各事業場の名称・所在地・労働者数・事業場所轄監督署名を記した一覧表（以下、「リスト」という。）を用意すること（記載例を参照してください）。
- 5 36 協定の内容（協定当事者を含む）が同一であること、及び当該労働組合が各事業場ごとに労働者の過半数で組織されていることを明らかにする書面を添付すること（例：リストに附記する等）。
※ただし、電子申請により届け出る場合に限り、協定当事者が各事業場の労働者の過半数で組織した労働組合でなくても本社一括届出を行うことが可能となるなど、上記要件の一部は適用されません。

一括届出の方法

- 1 上記の要件を踏まえた上で、本社分36協定届とリスト（2部）を本社所轄監督署に提出して下さい。また、36協定届について控え（副本）が必要な場合は、提出用（原本）と併せて2部提出して下さい。なお、副本とリスト（1部）はお返しします。
- 2 本社所轄監督署に提出後、すみやかに東京労働局「36協定届配送作業室」に本社を除く事業場分の36協定届をそれぞれ1部ずつ提出（送付）して下さい。ただし、事業場所轄監督署が本社と同じ所轄監督署である場合は、従来どおり本社所轄監督署に提出して下さい。

〒102-8306 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 13 階

東京労働局 労働基準部 監督課内

〇〇労働基準監督署（支署）36 協定届配送作業室

※〇〇には、本社を管轄する監督署（支署）名を入れて下さい。

- 3 配送作業室から各事業場の所轄監督署へ 36 協定届を送付いたします。

留意事項

- 1 配送作業室では所轄監督署の受理印を副本に押印・返却する取扱いは行っておりませんので、本社以外の各事業場分の副本が必要な場合は、本社分 36 協定届及びリストの写しで代用して下さい。
- 2 本社一括届出は、本社分とともに行う必要がありますので、本社を除く各事業場分のみ提出は受理できません。
- 3 一括届出による各事業場分の 36 協定届の受理年月日は本社所轄監督署が受理した日となります。
- 4 各事業場分の 36 協定届には支店名など名称等を記入し、リストとの対応関係を明確にしてください。
- 5 一括届出の受理がなされた 36 協定届について、法令・通達等に適合しない部分がある場合や一括届出を行う目的で各事業場において実態とは異なった協定を提出された場合などにおいて、事業場所轄監督署から当該事業場に対し指導を行うことがあります。
- 6 本社が東京以外に所在する場合の一括届出については、事前に本社を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。

本社一括届出における本社の36協定届例

労働保険番号 000000000000000000000000
法人番号 000000000000000000

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間					
電気機械器具卸売業		東京局販売株式会社 本社		（〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇） 東京都千代田区九段南〇-〇-〇 （電話番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇）		令和3年4月1日から1年間					
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数						
					1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	起算日 (年月日)	令和3年4月1日		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注・納期変更	総務	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	2.0時間	3.0時間	2.0時間	2.50時間
		同上	営業	30人	7.5時間	3時間	3.5時間	2.0時間	3.0時間	2.0時間	2.50時間
		毎月の締切前における決算処理	経理事務	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	2.0時間	3.0時間	2.0時間	2.50時間
		② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻				
	臨時の受注・納期変更による顧客との対応		営業	30人	毎週土曜・日曜、国民の祝日	1か月に1日	9：00～17：30				
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											
協定の成立年月日 令和3年3月15日											
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 東京局販売組合執行委員長 氏名 ○○ ○○											
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ） 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック) 令和3年3月18日											
使用者 職名 代表取締役 氏名 ○○ ○○											
中央 労働基準監督署長殿											

本社一括届出における本社以外の36協定届例

労働保険番号 000000000000000000000000
法人番号 000000000000000000

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間					
電気機械器具卸売業		東京局販売株式会社 大阪営業所		（〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇） 大阪府大阪市中央区〇〇〇〇 （電話番号：06-〇〇〇〇-〇〇〇〇）		令和3年4月1日から1年間					
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数						
					1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	起算日 (年月日)	令和3年4月1日		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注・納期変更	総務	0人	7.5時間	3時間	3.5時間	2.0時間	3.0時間	2.0時間	2.50時間
		同上	営業	15人	7.5時間	3時間	3.5時間	2.0時間	3.0時間	2.0時間	2.50時間
		毎月の締切前における決算処理	経理事務	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	2.0時間	3.0時間	2.0時間	2.50時間
		② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻				
	臨時の受注・納期変更による顧客との対応		営業	15人	毎週土曜・日曜、国民の祝日	1か月に1日	9：00～17：30				
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											
協定の成立年月日 令和3年3月15日											
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 東京局販売組合執行委員長 氏名 ○○ ○○											
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ） 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック) 令和3年3月18日											
使用者 職名 代表取締役 氏名 ○○ ○○											
大阪中央 労働基準監督署長殿											

(注) 上の2つの協定届における [青いボックス] 以外の記載事項が同一であることが必要となります。

《記載例》

36協定の本社一括届出における本社以外の各事業場一覧表

(本社名称 東京局販売株式会社)

番号	事業の名称	事業の所在地	労働者数 (内労働組合員数)	所轄 監督署
1	東京局販売株式会社 千葉営業所	千葉県千葉市中央区〇〇〇 (043-000-0000)	15 (10)	千葉
2	東京局販売株式会社 名古屋営業所	愛知県名古屋市中区〇〇〇 (052-000-0000)	15 (12)	名古屋北
3	東京局販売株式会社 大阪営業所	大阪府大阪市中央区〇〇〇 (06-0000-0000)	18 (15)	大阪中央

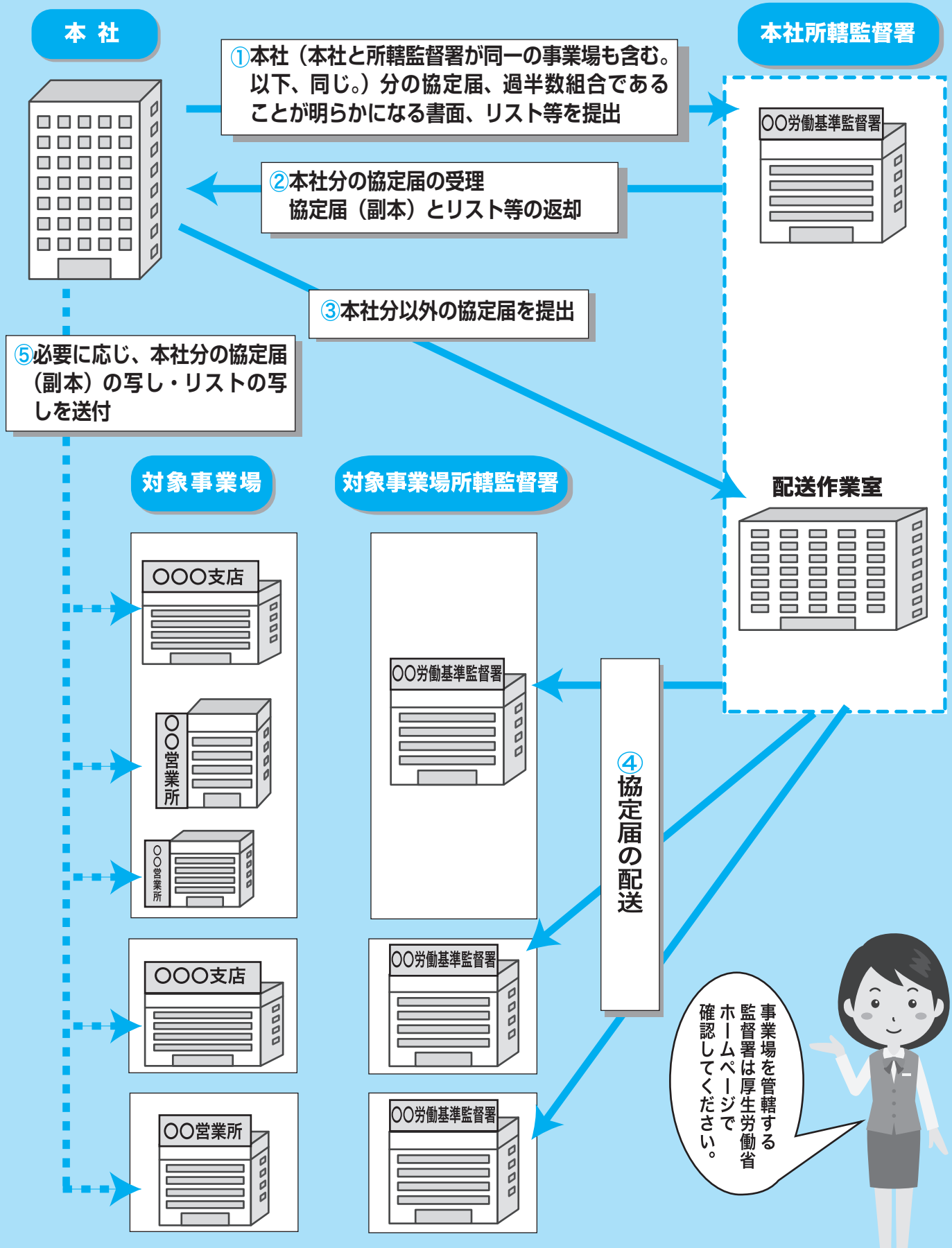
上記事業場においては、労働組合が労働者の過半数で組織されていること、及び協定内容が本社と同一内容であることは間違いありません。

本社点検者職氏名 人事部長 〇〇 〇〇

(連絡先電話番号 03-0000-0000)

- (注)①各事業場は、おおむね北から順にまとめてください。
②上記の様式は、東京労働局のホームページにも掲載しています。

36 協定の本社一括届出の事務処理の流れ



36協定の本社一括届出は、「e-Govポータル」(<https://www.e-gov.go.jp>) より、電子申請で手続きできます。電子申請システムの操作方法等については、以下の「e-Gov利用者サポートデスク」へお問い合わせ下さい。
《e-Gov利用者サポートデスク》
電話 050-3786-2225 平日 9:00-19:00 (4-7月)、9:00-17:00 (8-3月)
土日及び祝日 9:00-17:00 (通年) FAX 050-3786-2226